



# 適用関係の事務手引き

大阪薬業企業年金基金

令和元年6月

# 目 次

- 1、適用関係の届出書類について………… P1
- 2、電子媒体による届出について………… P7
- 3、提出書類の流れについて………… P21
- 4、その他について(Q&A)…………P22

## 1. 適用関係の届出書類について

企業年金基金では、従前の厚生年金基金で提出していた賞与や産前産後・育児休業等申出・変更・終了、また住所変更の手続きは不要になりました。  
必要書類については、下記をご参考にしてください。

### 企業年金基金で使用する書類 (基金・健保・年金共通書類)

- ・加入者資格取得届 (社員を採用したとき)
- ・加入者資格喪失届 (退職者などがあつたとき)
- ・加入者給与月額変更届 (給料に大きく変更があつたとき)
- ・加入者基準給与月額算定基礎届と算定基礎届総括表 (給与月額をきめなおすとき)
- ・産前産後休業終了時給与月額変更届 (産前産後終了後、給与変更があつたとき)
- ・育児休業等終了時給与月額変更届 (育児休業等終了後、 " )
- ・加入者氏名変更(訂正)届 (氏名に変更があつたとき)
- ・加入者生年月日訂正届 (生年月日に訂正があつたとき)
- ・加入者資格記録事項(訂正・取消)届 (記録事項に訂正等があつたとき)
  
- ・実施事業所関係変更(訂正)届 (事業所届出の内容に変更があつたとき)
- ・実施事業所(所在地・名称)変更(訂正)届 ( " )

(基金のみの書類)

- ・加入者証再交付申請書 (加入者証を紛失等したとき)

### 企業年金基金で不要な書類

- ・賞与支払届と賞与支払届総括表
- ・産前産後休業取得者申出書
- ・産前産後休業取得者変更(終了)届
- ・育児休業等取得者申出書(新規・延長)
- ・育児休業等取得者終了届
- ・厚生年金保険法第128条の届
- ・住所変更届

## 新たに社員を採用したとき(加入者資格取得届)

社員を採用したとき、事業主は5日以内に「加入者資格取得届」を基金へ届出します。65歳未満の社員が加入することができます。

また、貴社の本支店間等で異動された時や当基金加入の事業所を退職後、貴社で雇用される場合があります。その場合、当基金の年金や一時金を受給していない時は、期間を通算できます。

取得事由については、下記の4つになります。

- 新規加入 : 当企業年金基金に初めて加入した者
- 再雇用 : 60歳以上の者で、退職した者が1日の空白もなく引き続き再雇用された者
- 事業所間異動 : 本支店間等の転勤や当基金加入の事業所を退職して、資格喪失した同日に当基金加入事業所で資格取得した者
- 再加入 : 大阪薬業厚生年金基金および大阪薬業企業年金基金の期間を年金または一時金で清算していない者

## 退職者などがあつたとき(加入者資格喪失届)

社員が会社を退職したとき、事業主は5日以内に「加入者資格喪失届」を基金へ届出します。

会社を退職(死亡)または65歳に達した時は、資格を喪失します。

退職(死亡)の場合は、翌日が喪失日。65歳は、誕生日の前日が喪失日になります。

喪失事由については、下記の5つになります。

- 退職等 : 自己都合等により退職した者
- 死亡 : 死亡した者
- 65歳到達 : 65歳に達した者
- 事業所間異動 : 本支店間等の転勤や当基金加入の事業所を退職して、資格喪失した同日に当基金加入事業所で資格取得した者
- 再雇用 : 60歳以上の者で、定年退職した者が1日の空白もなく引き続き再雇用された者

# 加入者資格取得届の記入例

社員を採用したとき、事業主は5日以内に「加入者資格取得届」を基金へ届出します。  
65歳未満の社員が加入することができます。

大阪産業企業年金基金 加入者資格取得届 (記入例)事業所番号 888

令和 元年 7月 2日提出

健康保険事業所記号 1 2 3 4

事業所番号 1 2 3 4 5 6 7 8 事業所 1 2 3 4 5

0 8 8 8 又は 8 8 8

右づめて

愛付印

貴社の基金事業所番号は必ず記入してください

提出者記入欄

事業所所在地 540-0037 大阪市中央区内平野町3-2-5

事業所名称 薬業ABC株式会社

事業主氏名 薬業 一郎

電話番号 06-6945-1021

社会保険労務士記載欄

氏名等

加入者 1

①被保険者整理番号 105

②氏名 (氏) ヤクギヨウ ハナコ 薬業 花子

③生年月日 昭和 07 05 05

④性別 1男 2女

⑤取得区分 1健康・厚生 2共済出向 3船保任職 4船保任職

⑥加入者番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

⑦報酬月額 (通貨) 195,200 (合計) 195,200

⑧健康保険月額 200 国民健康保険月額 200

⑨住所 〒540 0037 大阪市中央区内平野町1000-1

加入者番号 0777000123

新規加入 再雇用 再加入

1ヶ月分の定期代も含めて下さい

新規の場合は、未記入

加入者 2

①被保険者整理番号 106

②氏名 (氏) オオサカ シロウ 大阪 二郎

③生年月日 昭和 40 08 08

④性別 1男 2女

⑤取得区分 1健康・厚生 2共済出向 3船保任職 4船保任職

⑥加入者番号 1 2 3 4 5 6 7 8 0 0

⑦報酬月額 (通貨) 378,000 (合計) 378,000

⑧健康保険月額 380 国民健康保険月額 380

⑨住所 〒540 0037 大阪市中央区内平野町3-2-5

加入者番号 0777000123

新規加入 再雇用 再加入

加入者 3

①被保険者整理番号

②氏名 (氏)

③生年月日

④性別

⑤取得区分

⑥加入者番号

⑦報酬月額

⑧健康保険月額

⑨住所

加入者番号

新規加入 再雇用 再加入

加入者 4

①被保険者整理番号

②氏名 (氏)

③生年月日

④性別

⑤取得区分

⑥加入者番号

⑦報酬月額

⑧健康保険月額

⑨住所

加入者番号

新規加入 再雇用 再加入

加入者番号は、基本的に企業年金基金に加入した時に、当初発行した番号になります。  
再加入、再雇用等の場合も、従前の加入者番号になります。但し、年金や脱退一時金を受給した場合は、新規の加入者番号になります。

# 加入者資格喪失届の記入例

社員が会社を退職したとき、事業主は5日以内に「加入者資格喪失届」を基金へ届出します。会社をご退職(死亡)または65歳に達した時資格を喪失します。

大阪産業企業年金基金 加入者資格喪失届

(記入例) 事業所番号 888

令和 元 年 7 月 2 日 提出

健康保険事業所記号 1 2 3 4

事業所番号 1 2 3 4 5 6 7 8 事業所記号 1 2 3 4 5

近基番号 1 6 3 8 2 事業所番号 8 8 8

事業所所在地 〒540-0037 大阪市中央区内平野町3-2-5

事業所名称 葉業ABC株式会社

事業主氏名 葉業 一郎

電話番号 06-6945-1021

社会保険労務士記載欄 氏名等

0 8 8 8 又は 8 8 8

右つめて

貴社の基金事業所番号は必ず記入してください

加入者 1

被保険者整理番号 105

氏名 (氏) 葉業 (名) 花子

生年月日 平成 0 7 年 0 5 月 0 5 日

基金加入者番号 0 8 8 8 0 0 0 1 0 5

個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

喪失年月日 平成 0 1 年 0 7 月 0 1 日

基礎年金番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

住所 〒540-0037 大阪市中央区内平野町1000-1

標準報酬月額 200 千円

基金使用額 200 千円

加入者 2

被保険者整理番号 106

氏名 (氏) 大阪 (名) 二郎

生年月日 平成 0 7 年 0 7 月 0 1 日

基金加入者番号 0 7 7 7 0 0 0 1 2 3

個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 0 0

喪失年月日 平成 0 1 年 0 7 月 0 1 日

基礎年金番号 1 2 3 4 5 6 7 8 0 0

住所 〒540-0037 大阪市中央区内平野町3-2-5

標準報酬月額 380 千円

基金使用額 380 千円

加入者 3

被保険者整理番号

氏名 (氏) (名)

生年月日 平成 年 月 日

基金加入者番号

個人番号

喪失年月日

基礎年金番号

住所

標準報酬月額

基金使用額

加入者 4

被保険者整理番号

氏名 (氏) (名)

生年月日 平成 年 月 日

基金加入者番号

個人番号

喪失年月日

基礎年金番号

住所

標準報酬月額

基金使用額

住所は必ず記入してください。基金から年金、脱退一時金の案内送付に必要となります。退職後、海外へ移住または帰国する等の理由で退職の時は、事前に基金給付課にご連絡ください。

# 加入者月額変更届の記入例

加入者の報酬が、昇(降)給などで固定的賃金の変動にともなって大幅に変わったときは、定時決定をまたずに標準報酬月額が改定されます。

(記入例) 事業所番号 888

右づめで

0 8 8 8 又は 8 8 8

貴社の基金事業所番号は必ず記入してください

令和 年 月 日 提出

企業年金基金  
加入者給与月額変更届

健康保険被保険者の記号 1 2 3 4

企業年金基金番号 近基 16382

事業所番号 8 8 8

受付印

提出者記入欄

事業所 1 2 3 4 5 6 7 8 9

事業所 所在地 540-0037 大阪市中央区内平野町3-2-5

事業所 名称 薬業ABC株式会社

事業主 氏名 薬業 一郎

電話番号 06 ( 6945 ) 1021

社会保険労務士記載欄

氏名等

項目名	① 保険証番号(年金整理番号)		② 加入者氏名		③ 生年月日		④ 改定年月		備考
	従前の標準給与月額	厚	従前改定月	昇(降)給	月	日	年	月	
1	① 保険証番号(年金整理番号)	105	薬業 花子	7	5	5	1	7	1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) (昇給・降給の理由 ( 住宅手当増 ) ) 4. 昇給・降給の理由 ( 70歳到達時の月額変更 ( 70歳到達時の契約変更等 ) ) 5. その他( )
	② 従前の標準給与月額	200	200	30	9				
	③ 支給月 日	4	31	240,000			240,000	720,000	
	④ 給与計算の基礎日数	5	31	240,000			240,000	240	
	⑤ 通貨によるもの額	6	31	240,000			240,000	240	
	⑥ 現物によるもの額								
2	① 保険証番号(年金整理番号)	106	大阪 二郎	42	8	8	1	7	1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) ( 夜職手当減 ) 4. 昇給・降給の理由 ( 70歳到達時の月額変更 ( 70歳到達時の契約変更等 ) ) 5. その他( )
	② 従前の標準給与月額	380	380	30	9				
	③ 支給月 日	4	31	310,000			310,000	930,000	
	④ 給与計算の基礎日数	5	31	305,000			310,000	320	
	⑤ 通貨によるもの額	6	31	315,000			315,000	320	
	⑥ 現物によるもの額								
3	① 保険証番号(年金整理番号)								1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 ( ) 5. 健康保険のみ月額変更 ( 70歳到達時の契約変更等 ) 6. その他( )
	② 従前の標準給与月額								
	③ 支給月 日								
	④ 給与計算の基礎日数								
	⑤ 通貨によるもの額								
	⑥ 現物によるもの額								
4	① 保険証番号(年金整理番号)								1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 ( ) 5. 健康保険のみ月額変更 ( 70歳到達時の契約変更等 ) 6. その他( )
	② 従前の標準給与月額								
	③ 支給月 日								
	④ 給与計算の基礎日数								
	⑤ 通貨によるもの額								
	⑥ 現物によるもの額								
5	① 保険証番号(年金整理番号)								1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 ( ) 5. 健康保険のみ月額変更 ( 70歳到達時の契約変更等 ) 6. その他( )
	② 従前の標準給与月額								
	③ 支給月 日								
	④ 給与計算の基礎日数								
	⑤ 通貨によるもの額								
	⑥ 現物によるもの額								

(3枚目：企業年金基金提出用)

# 加入者算定基礎届の記入例

被保険者の報酬と報酬標準給与月額との間に大きな差が出ないように、毎年1回、報酬標準給与月額が決めなおされます。

(記入例)事業所番号 888

右づめて

0 8 8 8 又は 8 8 8

貴社の基金事業所番号は必ず記入してください

企業年金基金  
加入者基準給与月額算定基礎届

令和 年 月 日 提出

事業所番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4 近基 16382 0 8 8 8

事業所所在地 〒 540-0037 大阪市中央区内平野町3-2-5

事業所名称 業業ABC株式会社

事業主氏名 業業 一郎

電話番号 06 ( 6945 ) 1021

企業年金基金番号 近基 16382

基金事業所番号 0 8 8 8

社会保険労務士記載欄

氏名等

受付印

項目名	① 保険証番号 (年金整理番号)		② 加入者氏名		③ 生 年 月 日		④ 適用年月		⑤ 個人番号 (基礎年金番号)		
	支給月	支給日	姓	名	年	月	日	年	月	個人番号	
1	105		業	花	7	07	05	1	年	9	月
	240	240									
	31	260,000									
	30	260,000									
	31	260,000									
	780,000										
2	106		大	二	5	40	08	1	年	9	月
	320	320									
	31	362,000									
	30	348,000									
	31	360,000									
	1,070,000										
3											
4											
5											

備 考

残業増

(3枚目：企業年金基金提出用)

従前等級と本年度の等級に、非固定的賃金の変動により、2等級以上の差が生じた場合、必ず備考欄に理由を記入してください。記入がないと、確認の為お電話をさせていただく場合がございます。

## 2. 電子媒体による届出について

### CD・DVD届出の留意点

1. 加入者の基本情報に誤りがないように、ご確認の上ご提出ください。  
加入者番号、生年月日、種別（1：男子、2：女子）、氏名、従前報酬月額等に誤りがないかよくご確認ください。氏名は、「姓」と「名」との間には、全角スペースを1文字分入れてください。
  2. 必ず、旧の厚生年金基金加入員番号ではなく、企業年金基金の加入者番号を入力してください。正しく入力していない場合、再提出をお願いする場合がございますので、ご注意ください。（特に、算定基礎届における届出）
- ◎電子媒体作成にあたり、ご不明な点は日本年金機構のホームページより磁気媒体届書プログラムの操作説明書をご参照ください。
- ◎提出いただいたCD・DVDはご返却いたしませんので、ご了承ください。
- ◎当分の間、平成31年でデータ作成されても令和1年に自動変換します。



## 年金機構の届書作成プログラムで届書を作成するとき

### 電子媒体作成の流れ

まずは、日本年金機構のホームページより、届書作成プログラムをダウンロードしてください。  
ダウンロード終了後、インストールを行ってください。

#### 起 動

右のアイコンをダブルクリックします



次へ

インストールした「届書作成プログラム」を起動します。

#### 1 初期情報を設定する

管理情報登録(F) P9

初期設定として、FD管理情報の登録を行います。

事業所情報登録(J) P9

初期設定として、事業所情報の登録を行います。

厚生年金基金情報登録(I) P9

初期設定として、企業年金基金情報の登録を行います。

健康保険組合情報登録(K) P9

初期設定として、健康保険組合情報の登録を行います。

#### 2 届書を編集する P10

取得、喪失、月変、算定の届書データの入力を行います。

#### 3 提出ファイルを作る P17

CD・DVD用(Q)

総括票を印刷する P18

保険者へ提出

#### 4 被保険者情報を編集する P20

基金加入者番号の入力などに使います。被保険者情報の編集を行うことで届書データの入力が簡易になります。

# 初めて電子媒体で届書を作成される時

## 1 初期情報を設定する

### 1.管理情報設定

提出元を、事業主か社労士の箇所にいずれかにチェックを入れます。

- ・事業所にチェックを入れた場合  
提出元IDとして、事業所の所在地都道府県と年金機構の事業所整理記号を入力します。  
パスワードを入れる場合は、パスワードで保護するにチェックを入れます。パスワードを設定します。
- ・社会保険労務士にチェックを入れた場合  
社会保険労務士登録番号（8桁）と社会保険労務士の提出代行者氏名を入力します。  
パスワードを入れる場合は、パスワードで保護するにチェックを入れる。パスワードを設定します。

次へ(N)>をクリック

### 2.事業所情報設定

事業所情報登録の画面になります。

- ・事業所所在地、事業所番号、雇用保険適用事業所番号、事業所名、住所、事業主、TELの情報を入力します。
- ・厚生年金基金ありの欄にチェックを入れ、基金名と基金事業所番号を入力します。  
基金事業所番号（7桁）は、右づめで0000001～0000410と入力してください。  
基金事業所番号が不明な場合は、当基金へお問い合わせください。

次へ(N)>をクリック

### 3.健康保険組合情報設定

健康保険組合情報作成の画面になります。必要に応じて、ご入力ください。

次へ(N)>をクリック

### 4.厚生年金基金情報設定

厚生年金基金情報作成の画面になります。

- ・基金番号の0238と厚生年金基金名称の大阪薬業企業年金基金を入力します。
- ・設定形式は、共通にチェックを入れます。
- ・項目1名称～項目10名称は空欄にします。
- ・提出ファイル作成時の収録順指定の収録順1～5は、空欄にします。

次へ(N)>をクリック

設定情報確認⇒完了⇒届書作成プログラムの画面に戻る

## ② 届書を編集する

最初から(N)をクリックすると、この画面になります

例. 資格取得の場合

①⇒②の順でクリックするとP11の画面に変わります

届書一覧入力(新規届書)  
ファイル(F) 編集(E) 届書作成(M) 提出ファイル作成(S) ヘルプ(H)  
編集したい届書タブを選択してから作業してください。  
すべて 資格取得 扶養の号 資格喪失 月額変更 算定基礎 賞与支払 国年の号 雇保取得 雇保喪失 雇保転動 雇保番号

項目	事業所登録記号	事業所番号	被保険者登録番号	被保険者氏名(姓)	被保険者氏名(漢字)	生年月日/元号	年	月	日	種別	取得区分	個人番号	基礎年金番号/課所符号
1													

登録状況  
届書数 : 0 ( 0)  
事業所数 : 0 ( 0)

届書チェック(A) 保存終了(O) キャンセル(C) 追加(I) 編集(Y) 一括削除(D)

一覧上の項目名をクリックすると昇順/降順に並び替えができます。なお、並び替えはタブ毎に設定できます。

例では、資格取得のタブをクリックしていますが、他の資格喪失、月額変更、算定基礎いずれの入力に関しても、この画面からのスタートになります。上記のそれぞれのタブをクリックして入力します。

# 資格取得届入力留意点

年金事務所の登録画面です

登録状況  
届書数 : 0 ( 0 )  
事業所数 : 0 ( 0 )

登録状況  
届書数 : 0  
事業所数 : 0

登録(R) 削除(D) 列外(L) 入力終了(C)

1坑内員以外の男子  
2女子  
のいずれかになります

まず、年金事務所の画面で必要な個所を入力してください。すべて入れ、登録(R)を押します

入力漏れがあれば、入力エラーメッセージが表示されます

登録状況  
届書数 : 0 ( 0 )  
事業所数 : 0 ( 0 )

登録状況  
届書数 : 0  
事業所数 : 0

登録(R) 削除(D) 列外(L) 入力終了(C)

エラーの画面が出ます。OKのボタンをクリックしてください。自動で、P12の基金画面に切り替わります。

前のページから続きます。

転入か再加入者の場合は、入力してください

基金の登録画面になります

厚生年金基金情報登録(I)で基金番号0238を入力してください(P9)

すべて入力後、登録(R)を押す

※加入形態(取得事由)コードは基金独自のコードとなります。

こちらをご参考に入力してください。

磁気媒体での加入形態(取得事由)コード:

(コード1)新規加入 :当企業年金基金に初めて加入した者や当基金加入の事業所を退職して  
又は  
再雇用 :資格喪失した同日に当基金加入事業所で資格取得した者や再雇用で  
雇用期間を継続した者

(コード2)転入 :本支店間等の転勤で加入した者

(コード4)再加入 :大阪薬業厚生年金基金および当企業年金基金の期間を年金または一時金清算していない者

## 資格喪失届入力の留意点

### 年金事務所の登録画面です

資格喪失届/70歳以上被用者不該当届入力(新規届書)

ファイル(F) 編集(E) ヘルプ(H)

事業所整理記号  
4145-WPX 業業ABC株式会社

年金事務所 健康保険組合 | 厚生年金基金

事業所番号 01234 被保険者整理番号 呼び出し(B)  70歳以上被用者届のみ提出 健康保険のみ加入する者

被保険者氏名 (漢字) 生年月日 昭和 年 月 日 (か) 個人番号 基礎年金番号 呼び出し(A)

喪失年月日 喪失(不該当)原因 退職(死亡・転勤)年月日

保険証回収 添付 枚 返不能 枚 70歳不該当  70歳以上被用者不該当 (退職日または死亡日を記入してください。) 不該当年月日 年 月 日

備考欄  二以上事業所勤務者の喪失  その他  退職後の継続雇用者の喪失 注意事項

登録状況  
届書数 : 0  
事業所数 : 0

登録(R) 削除(D) クリア(L) 入力終了(C)

### まず、年金事務所の画面で必要な個所を入力してください

- ①上記画面、年金事務所のページで必要な箇所をすべて入力してください。  
登録 (R) を入力する。
- ②健保組合の被保険者証番号は省略できませんとエラーメッセージが出ます。  
OKを入力する。健保組合の画面に変わります。
- ③被保険者証番号を入力する。登録 (R) を入力する。

前のページから続きます。

- ④加入員番号は省略できませんとメッセージが出ます。OKを入力する。基金の画面に変わります。
- ⑤加入者番号と喪失事由コード、住所を入力する。登録（R）を入力する。

加入者番号は正しくご入力してください

基金の登録画面です

海外へ移住または帰国する等の理由で退職の時は基金給付課へご連絡ください

資格喪失届/70歳以上被用者不該当届入力(新規届書)

ファイル(F) 編集(E) ヘルプ(H)

事業所整理記号  
4145-WPX 業業ABC株式会社

年金事務所 | 健康保険組合 厚生年金基金

厚生年金基金名称  
大阪薬業企業年金基金

基金番号  
0238

事業所番号  
0000888

加入員番号  
08880000001

加算適用の有無

加算適用終了事由

喪失事由コード  
2

郵便番号  
540 - 0037

退職後の住所  
(漢字) 大阪府大阪市中央区内平野町3-2-5  
(カナ) オオサカフオオサカチュウオウケイラマチ3-2-5

給与月額  
加算  円 標準  千円 第2加算  円 第2加算標準  千円

厚生年金基金固有項目

登録状況  
届書数 : 0  
事業所数 : 0

登録(R) 削除(D) クリア(L) 入力終了(C)

※喪失事由コードは基金独自のコードとなります。こちらをご参考に入力してください。

磁気媒体での喪失事由コード:

(コード1) 転出 : 本支店間等の転勤や当基金加入の事業所へ同日に異動した者

(コード2) 退職等 : 自己都合等により退職した者

( " ) 65歳到達 : 65歳に達した者

( " ) 再雇用 : 再雇用で雇用期間を継続した者

(コード5) 死亡 : 死亡した者

## 月額変更届入力の留意点

年金事務所の画面で登録すれば、基金の登録画面で入力の必要はありません

月額変更届入力(新規届書)

ファイル(F) 編集(E) ヘルプ(H)

事業所整理記号  
45-WM 業 ABC株式会社

年金事務所 | 健康保険組合 | 厚生年金基金

厚生年金基金名称  
大阪商業企業年金基金

基金番号  
0233

事業所番号  
0888

加入員番号  
88800001

加算適用の有無

経年月額  
加算  円 標準  千円 第2加算  円 第2加算標準  千円

厚生年金基金固有項目

<input type="text"/>	<input type="text"/>

登録状況  
届書数 : 0  
事業所数 : 0

登録(R) 削除(D) 列挙(L) 入力終了(C)

入力不要

# 算定基礎届入力の留意点

年金事務所の登録画面になります

算定基礎届入力において、基金欄は入力する項目はありません

算定基礎届/70歳以上被用者算定基礎届入力(新規届書)

ファイル(F) 編集(E) ヘルプ(H)

事業所整理記号  
4145-MPX 某業ABC株式会社

連続作成

年金事務所 健康保険組合 厚生年金基金

被保険者整理番号  
000001 呼び出し(B)

70歳以上被用者届のみ提出

被保険者氏名  
(漢字) 某業 一郎  
(姓) 株式会社 某業

生年月日  
昭和 50 年 04 月 05 日

適用年月  
令和 1 年 9 月

従前の標準報酬月額  
健保 220 千円 厚年 220 千円

従前改定月  
平成 30 年 9 月

昇(降)給  
月 月

通及支払額  
月 月 円

給与 支給月	給与計算 の基礎日数	通貨による ものの額	現物による ものの額	合計
4 月	30 日	250,000 円		250,000 円
5 月	31 日	250,000 円		250,000 円
6 月	30 日	260,000 円		260,000 円
合計		760,000 円	平均額 253,333 円	修正平均額

備考欄

70歳以上被用者算定  
→ 個人番号 基礎年金番号

(算定基礎月: 月 月)

二以上勤務  
 途中入社  
 短時間労働者(特定適用事業所のみ)  
 年間平均  
 その他

月額変更予定  
 病休・育休・休職等  
 パート

注意事項

登録(R) 削除(D) クリア(L) 入力終了(C)

パートの場合は、チェックを入れてください

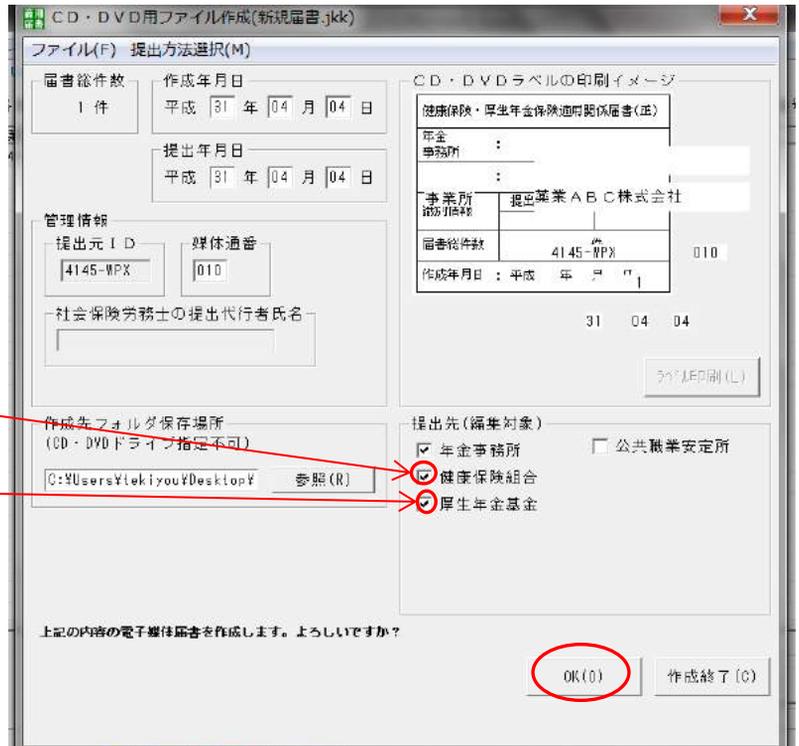
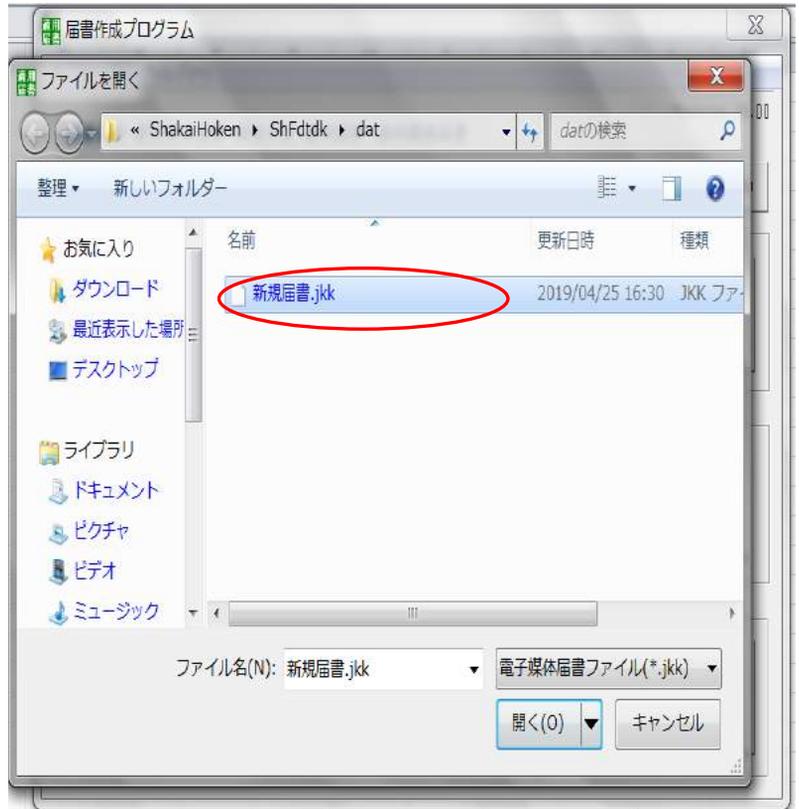
8、9月月額変更の場合、チェックを入れてください

従前の標準報酬月額と本年度の等級に、2等級以上の差がある場合、その他にチェックを入れて、空欄にその理由を記入してください。記入がないと、どのような理由で2等級以上の差が生じているかを確認の為、お電話をさせていただく場合があります。

### 3 提出ファイルを作る

①CD・DVD用 (Q) をクリックする。

②現れた画面で新規届書. J k k ファイルを探し、ダブルクリックする。



前のページから続きます。

## 総括票を印刷する

- ①年金事務所⇒印刷 (P) ⇒キャンセル (C)
- ②健康保険 ⇒印刷 (P) ⇒キャンセル (C)
- ③厚生年金基金⇒印刷 (P) ⇒キャンセル (C) の順で印刷をする。
- ④作成終了 (C) をクリックする。

上記赤丸の識別情報番号のフォルダがCドライブの ShakaiHoken の ShFd+dk→User フォルダにあるのを確認。  
それぞれの保険者向けにファイルをCD・DVDにコピーする。

前のページから続きます。

名前

名前	更新日時	種類
0001	2019/04/11 16:27	ファイル フォル...
0002	2019/04/11 16:27	ファイル フォル...
0003	2019/04/11 16:27	ファイル フォル...
INDEX	2019/04/11 16:27	構成設定

作成日時: 2019/04/11 16:27  
サイズ: 433 バイト  
ファイル: KNFD0006

フォルダーを開くと、ファイルがあります。基金のデータは、0003になります

名前

名前	更新日時	種類
KNFD0006	2019/04/11 16:27	Microsoft Excel ...

作成日時: 2019/04/11 16:27  
サイズ: 433 バイト  
ファイル: KNFD0006

ファイルを開くと、エクセルがあります。これをCD・DVDに添付します



### 3. 提出書類の流れについて

#### 事業所から諸届の提出

- ①資格取得届(5日以内に届出)
- ②資格喪失届(5日以内に届出)
- ③月額変更届〔産前産後・育児終了時含む〕(速やかに)
- ④算定基礎届(7月10日までに届出)
- ⑤記録事項〔訂正・取消〕届(速やかに)
- ⑥加入者証再交付申請書

#### 基金

#### 事業所

手続き終了後、1週間から3週間程度で、通知書を返却いたします。

資格取得決定通知書と加入者証(新規取得のみ)・・・①の届出に関する通知  
資格喪失決定通知書・・・② ”  
標準給与改定決定通知書・・・③ ”  
標準給与決定通知書・・・④ ”  
記録事項〔訂正・取消〕について(通知)・・・⑤ ”  
加入者証(再発行)・・・⑥ ”

念の為に、返却された届出内容が基金と機構で一致しているか確認してください。

#### 掛金の告知(毎月15日前後)

掛金計算書と納入告知書および領収証書を送付

#### 掛金の納期(毎月末日)

口座振替完了(口座振替の契約を行っている事業所のみ)

※口座振替をご利用いただきますと、大変便利です。

毎月の振込み手間が軽減でき、手数料も無料ですのでぜひご利用ください。

なお、口座振替をご希望の事業所様は、申込書を送付しますので基金までご連絡ください。

## 4. その他について(Q&A)

### 加入者が引越し等で住所が変わった場合は？

企業年金基金では、加入者の住所管理は行っておりませんので、住所変更届の提出は必要ありません。ただし、ご退職後、資格喪失届に記載の住所から変更になった場合は、本人からの届出は必要になります。

### 資格取得時における基礎年金番号の申告について

当基金は、年金給付業務において、源泉徴収及び納税義務があるため基礎年金番号を確認、管理する必要があります。

通常、資格取得届をご提出時に、基礎年金番号をご記入いただいておりますが、その時点では、確認することができず、基礎年金番号が未記入になっていた加入者につきましては、後日、確認でき次第、基金へご連絡ください。

なお、ご連絡の方法として、日本年金機構の資格取得決定通知書のコピーをご送付くださいますようお願いいたします。

### 日本年金機構から2以上勤務者の指摘をうけたとき

2つ以上の勤務先から給料が支払われている者を雇用している場合、それぞれの給料を合算し、総額をそれぞれ支払われている給料に応じて按分し、健保・厚生年金保険料は支払わないといけません。

~~当基金においては、総額を按分せずに、それぞれ当基金加入の事業所ごとの標準給与月額に応じて掛金を徴収いたします。(基金規約第43条第3項)~~

詳しくは、基金までご連絡ください。

### 65歳到達時の資格喪失の届出は？

企業年金基金では、65歳まで加入できます。

65歳の誕生日の前日が、喪失日になりますので、喪失届をご提出ください。

### 基金事業所番号の記入について

貴社の基金事業所番号の記入が無く、健保組合経由で届出を提出された場合、当基金未加入事業所と判断され、当基金へ届かない場合がありますので必ずご記入ください。

## 健保組合経由の届出書類提出について

健保組合を経由して、基金分の届出書類をご提出いただく場合、必ず健保(正)(副)と基金(正)の3枚を必ずご提出ください。

健保(副)がない場合、健保は事業所への決定通知書(副)として、基金(正)分を使用する場合がありますので、基金分が届かないケースが出てきますので、ご注意ください。

## 資格喪失後の一時金・年金の手続きは？

一時金(脱退・選択)や年金(老齢給付金)についての裁定請求書は、加入者の資格を喪失されてから約1ヶ月後にご自宅へお送りします。

お送り先は、事業所からご提出いただく「加入者資格喪失届」に記載されているご住所となりますので、裁定請求書が届く前に住所を変更された場合は、必ず当基金にご連絡をお願いします。一時金の海外送金はできません。

国内口座への振込みのみとなりますので、退職後に海外へ移住または帰国などの理由で国内口座を閉鎖予定の方は、必ず事前にご連絡ください。

## ポータビリティ(移換)について

以前勤務していた事業所での年金制度による資産は、原則、当基金への受入は行っておりません。ただし、当基金のDC制度加入事業所においては、受入可能な場合があります。ご不明な時は、当基金にご相談ください。

## 加入者が同月得喪の場合、加入者証の取扱いについて

同月得喪の場合、基金加入期間が0月になりますのでお手数ですが、加入者証は当基金へご返却ください。

## 厚生年金基金加入員証の取扱いについて

厚生年金基金加入員証は、基金へご返却いただく必要はございません。

加入員証には、厚生年金基金に加入した年月日等が記載されており、のちにご自身が、履歴確認を行うなどの際は必要になりますので、事業所で保管されている場合は、退職時等にご本人へお渡しください。

なお、企業年金基金の加入者証があれば、将来の年金支払いに影響はありません。

お問い合わせ先

大阪薬業企業年金基金 適用課

TEL.06-6945-1021